令和２年３月オレンジ勉強会

放置車両の登録事項証明書等の取得について

令和2年3月27日

弁護士　有馬　明仁

第1　普通乗用車の登録事項証明書

１　必要書類等

（１）必要書類一覧　※すべて車の台数分必要

①第3号様式の申請書

②私有地放置車両関係位置図，私有地放置車両写真など放置車両の書類（資料2）

③印紙（自動車検査特殊印紙）・・・1台につき300円，運輸支局又は自動車検査登録事務所の近くで販売

（２）①第3号様式の申請書の記載事項

ア　自動車登録番号と車台番号

→私有地における放置車両の所有者・使用者を確認する場合は，自動車登録番号のみで照会できる

イ　請求の事由

ウ　請求者の氏名及び住所（※本人確認あり）

（３）②私有地放置車両関係位置図，私有地放置車両写真など放置車両の書類

・放置年数，放置場所等を記載

・場所の地図

・放置状況のわかる写真（車両の全景及び周りの景色が写っているもの），車両の自動車登録番号がわかる写真（前方，後方のいずれか）が必要

２　提出先

最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所の窓口

★郵送でも対応できるようだが，自動車検査特殊印紙が必要

第2　軽自動車検査ファイル

１　方法

A：弁護士会照会

B：軽自動車検査ファイル照会

※本件は，軽自動車検査ファイル照会の手続ができたが，軽自動車検査協会側としては，弁護士会照会がスタンダードだと考えているようである。また，スタッフによっては，ノウハ

ウを知らず，対応ができない可能性がある。

2　軽自動車検査ファイル照会(B)

（1）　必要書類等　※すべて車の台数分必要

①申請書(ファイル照会願出書)

②土地の登記事項証明書の写し

③土地の公図，住宅地図

④放置状況のわかる写真(車両の全景及び周りの景色が写っているもの)，車両の自動車登録番号がわかる写真(前方，後方のいずれか)

※④の写真は過去と現在のものが必要

⑤土地の所有者の委任状

（2）提出先

ア　最寄りの軽自動車検査協会

イ　窓口での対応

・費用はかからない

・請求者は問わないが，委任状が必要。また，請求者の本人確認をする。

以　上